

市町村こども計画について

令和5年8月1日

1. こども大綱

こども基本法第9条で、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないとされており、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることとされている。

2. 市町村子ども計画

上記を踏まえ、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」(以下「こども計画」という。)を定めるよう努めることとされており、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することができるとされている。

3. 本市の方針

こども基本法第10条第2項、第5項に基づき、こども計画を策定し、次期松山市子ども・子育て支援事業計画(R7～R11年度)は、こども計画と一体的に策定する予定。

○ 市町村子ども計画の策定予定

(中核市)

回答数:51/62自治体

策定する	32
策定しない	1
未定	18

(県内他市町)

回答数:19/20自治体

策定する	9
策定しない	1
未定	9

○ 一体的または包括的に策定する計画 ※複数選択可

(中核市)

回答数:51/62自治体

市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法第9条に規定)	23
市町村計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定)	35
子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法第61条に規定)	28

(県内他市町)

回答数:19/20自治体

市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法第9条に規定)	9
市町村計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定)	10
子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法第61条に規定)	12

◆ こども基本法(令和4年6月22日)(抄)

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4～7 (略)

(都道府県こども計画等)

第十条 (略)

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3・4(略)

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。